

暗号資産取引業における主要な 経理処理例示

一般社団法人日本暗号資産取引業協会

目次

| | |
|--|----|
| 暗号資産取引業における主要な経理処理例示..... | 3 |
| Ⅰ 貸借対照表科目に関する暗号資産取引業に関連する勘定科目とその内容・計上基準..... | 3 |
| 流動資産..... | 3 |
| 流動負債..... | 6 |
| Ⅱ 損益計算書科目に関する暗号資産取引業関連する勘定科目とその内容・計上基準..... | 8 |
| 営業収益..... | 8 |
| 営業費用..... | 9 |
| 営業外収益..... | 10 |
| Ⅲ 経理処理等..... | 10 |
| 1. 暗号資産の交換等に係る経理処理..... | 10 |
| (1) 利用者の金銭及び暗号資産の管理..... | 10 |
| イ 利用者から金銭の入金を受けたとき..... | 10 |
| ロ 利用者から暗号資産を受領したとき..... | 10 |
| ハ 利用者からの預り金を出金するとき..... | 10 |
| ニ 利用者からの預り暗号資産を払出するとき..... | 10 |
| ホ 不明入金を受けたとき又は不明な暗号資産を受領したとき..... | 11 |
| (2) 利用者との売買又は暗号資産の交換取引の合意が成立したとき..... | 11 |
| イ 買い付けた場合..... | 11 |
| ロ 売り付けた場合..... | 11 |
| ハ 利用者の暗号資産(A)と自己の暗号資産(B)の交換をした場合..... | 11 |
| (3) 利用者同士の売買又は暗号資産の交換取引の合意が成立したとき..... | 11 |
| (4) 他の暗号資産取引業者等との金銭及び暗号資産の管理..... | 12 |
| イ 他の暗号資産取引業者等へ金銭の入金をしたとき..... | 12 |
| ロ 他の暗号資産取引業者等へ暗号資産の払出をしたとき..... | 12 |
| ハ 他の暗号資産取引業者等から金銭の出金をしたとき..... | 12 |
| ニ 他の暗号資産取引業者等から暗号資産の払出をしたとき..... | 12 |
| (5) 他の暗号資産取引業者等との売買又は暗号資産の交換取引の合意が成立したとき..... | 12 |
| イ 買い付けた場合..... | 12 |
| ロ 売り付けた場合..... | 12 |
| ハ 他の暗号資産取引業者等の暗号資産(A)と自己の暗号資産(B)の交換の合意が成立したとき..... | 12 |
| (6) 毎月末及び期末の処理..... | 12 |
| イ 実現損益の計上..... | 12 |

| | | |
|-----|---|----|
| ロ | 評価損益の計上 | 12 |
| 2. | 暗号資産のデリバティブ取引に係る経理処理 | 13 |
| (1) | 利用者の証拠金及び証拠暗号資産の管理 | 13 |
| イ | 利用者から証拠金を受け入れたとき | 13 |
| ロ | 利用者から証拠金の代用として暗号資産を受け入れたとき | 13 |
| ハ | 利用者からの預り金を証拠金として振り替えたとき | 13 |
| ニ | 利用者からの預り暗号資産を証拠暗号資産として振り替えたとき | 13 |
| (2) | 取引契約日の処理 | 13 |
| (3) | デリバティブ取引に係る決済差金の処理 | 13 |
| イ | 利用者との取引の場合 | 13 |
| ロ | 他の暗号資産取引業者等との取引の場合 | 13 |
| ハ | 利用者同士の取引に係る処理 | 13 |
| (4) | 毎月末及び期末の処理 | 13 |
| イ | みなし決済利益の場合 | 13 |
| ロ | みなし決済損失の場合 | 13 |
| 3. | 暗号資産の貸借取引に係る経理処理 | 14 |
| (1) | 利用者との契約日の処理 | 14 |
| (2) | 暗号資産の貸借日の処理 | 14 |
| イ | 利用者に暗号資産を貸し付けたとき | 14 |
| ロ | 利用者から暗号資産を借り入れたとき | 14 |
| (3) | 返済日の処理 | 14 |
| イ | 利用者から貸付暗号資産を回収したとき | 14 |
| ロ | 利用者へ借入暗号資産を返済したとき | 14 |
| (4) | 毎月末及び期末の処理 | 14 |
| 4. | ハードフォークによるスプリット又はエアードロップにより新たに暗号資産を取得した際の経理処理 | |
| | 14 | |
| (1) | 基本的な考え方 | 14 |
| (2) | 経理処理に使用する勘定科目 | 15 |

暗号資産取引業における主要な経理処理例示

令和2年6月12日

一般社団法人日本暗号資産取引業協会

以下は、会員が適正な経理処理を行うため、自主規制規則定義集に規定する暗号資産取引業（暗号資産交換業、暗号資産関連デリバティブ取引業及びこれら事業に付随して行う暗号資産関連取引に係る事業を総称したものをいう。また、以下では暗号資産取引業を行う者を「暗号資産取引業者」という。）に関連する勘定科目とその内容及び経理処理方法について実務の参考とするための経理処理の具体例を示すものである。会員が各項を適用するにあたっては、取引の前提となる私法上の取扱いが現状では明らかではなく実際の経理処理を検討する際には判断が必要であること、今後私法上の取扱いが明らかになった際には記載している経理処理例の内容が変更される可能性があること、経理処理例は一例にすぎず他に適切な処理があればそれを選択することもあり得ること、企業会計基準委員会が現在行っている資金決済に関する法律に基づく暗号資産に関する発行及び保有の会計処理の検討の結果によっては経理処理例の内容が変更される可能性があることに留意し、実際の経理処理を会員において判断し、会計監査人と協議することが望ましい。

I 貸借対照表科目に関する暗号資産取引業に関連する勘定科目とその内容・計上基準

暗号資産取引業者が貸借対照表を作成する場合における暗号資産取引業に関連する勘定科目とその内容及び計上基準は次のとおりとする。なお、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の勘定科目とその内容及び計上基準に加えて以下に従って貸借対照表を作成する。大科目により表示を行い、重要性があれば中科目による内訳を表示する。

流動資産

| 大科目 | 中科目 | 内容 | 備考 |
|-----|---------------|---|----|
| 預託金 | 利用者区分管理 信託 | 府令第26条第1項の規定に基づき、利用者の金銭として自己の金銭と区別して管理する信託業務を営む金融機関等への金銭信託 | |
| | 顧客分別金信託 | 金融商品取引法(以下「金商法」という。)第43条の2第2項の規定に基づき、国内において信託会社等に信託している顧客分別金信託額 | |
| | その他の預託金 | 日本暗号資産取引業協会等の機関・団体 | |

| | | | |
|----------|--------|--|--|
| | | <p>の規則により預託している預託金</p> <p>注：営業に係るものあるいは1年以内に確実に回収、精算が見込まれるもの以外は「長期預託金」等の適当な科目に振替え処理すること。</p> | |
| 預け金 | | 暗号資産の売買等に伴う他の暗号資産取引業者等への一時的な預け金 | |
| 自己保有暗号資産 | 保管暗号資産 | <p>自己が保有する暗号資産で約定基準により認識したロング・ポジションのうち自社で管理するもの</p> <p>注1：履行保証暗号資産として分別管理する暗号資産を含む。</p> <p>注2：毎月末及び期末に活発な市場が存在する場合は、時価を付すこと。なお、活発な市場の判断基準については、実務対応報告第38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理に関する当面の取扱い」を適用したうえで、会計方針等を社内規定で明確に規定することとする(特に明記する場合を除き、これ以降も同様とする。)</p> | <p>取得に係る付随費用は取得原価に含めること。</p> <p>ウォレット間の移動に伴う、勘定科目の振替えのタイミング(受領及び払出を認識するブロック承認数)については、会計方針等の社内規定で暗号資産の種類毎に明確に規定し、それに従い処理すること。</p> |
| | 預け暗号資産 | <p>自己が保有する暗号資産で約定基準により認識したロング・ポジションのうち他の暗号資産取引業者等に預託しているもの</p> <p>注1：履行保証暗号資産として分別管理する暗号資産を含む。</p> <p>注2：毎月末及び期末に活発な市場が存在する場合は、時価を付すこと。</p> | |
| 利用者暗号資産 | 保管暗号資産 | <p>府令第27条第1項第1号の規定に基づき、自社で、利用者の暗号資産として自己の暗号資産と区別して管理するもの</p> <p>注：毎月末及び期末に活発な市場が存在する場合は、時価を付すこと。</p> | |
| | 預け暗号資産 | <p>府令第27条第1項第2号の規定に基づき、第三者をして、利用者の暗号資産として自己の暗号資産と区別させ、かつ、当該利用者の暗号資産についてどの利用者の暗号資産であるかが直ちに判別できる状態で管理</p> | |

| | | | |
|----------|----------|---|---|
| | | <p>させるもの</p> <p>注：毎月末及び期末に活発な市場が存在する場合は、時価を付すこと。</p> | |
| デリバティブ取引 | | <p>自己の計算により契約したデリバティブ取引について、公正価値により評価した正味の債権</p> <p>注1：毎月末及び期末には、時価を付すこと。</p> <p>注2：ヘッジ会計を適用するデリバティブ取引は、ここには含めず、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って経理処理すること。</p> | |
| 約定見返勘定 | | <p>「自己保有暗号資産」に属する暗号資産の売却に係る約定代金相当額を、取引の合意が成立した時点から受渡日までの間経理処理する当該「自己保有暗号資産」の見合勘定</p> <p>注：一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に定める「未収入金」又は「未収収益」とは区分して表示すること。</p> | |
| 立替金 | 利用者への立替金 | 買付代金の立替え及び売却代金の先払い等の利用者への一時的な立替金 | |
| | その他の立替金 | <p>「利用者への立替金」以外の立替金</p> <p>注：営業に係るものあるいは1年以内に確実に回収、精算が見込まれるもの以外は「長期立替金」等の適当な科目に振替処理すること。</p> | |
| 募集等払込金 | | 新規暗号資産の販売に関する規則第2条第6号に定める受託販売業務(以下「受託販売」という。)の取扱いに関して発行会社等に支払う払込金 | |
| 差入保証金 | | <p>他の暗号資産取引業者等に証拠金(信用取引の保証金を含む。)として差し入れている金銭</p> <p>注1：関係会社に対するものについては、区分経理すること。</p> <p>注2：営業に係るものあるいは1年以内に確実に回収、精算が見込まれるもの以外は「長期差入保証金」等の適当な科目に</p> | <p>他の暗号資産取引業者等への預け金又は預け暗号資産と明確に区分できない場合は、未決済建玉の維持証拠金額を「差入保証</p> |

| | | | |
|----------|--|---|--------------------------|
| | | 振替え処理すること。 | 金」又は「差入保証暗号資産」として表示すること。 |
| 差入保証暗号資産 | | <p>他の暗号資産取引業者等に証拠金（信用取引の保証金を含む。）の代用として差入れている暗号資産</p> <p>注1: 関係会社に対するものについては、区分経理すること。</p> <p>注2: 営業に係るものあるいは1年以内に確実に回収、精算が見込まれるもの以外は「長期差入保証暗号資産」等の適当な科目に振替え処理すること。</p> <p>注3: 毎月末及び期末に活発な市場が存在する場合は、時価を付すこと。</p> | |
| 貸付暗号資産 | | <p>消費貸借契約による暗号資産の貸付</p> <p>注1: 関係会社に対するものについては、区分経理すること。</p> <p>注2: 営業に係るものあるいは1年以内に回収が見込まれるもの以外は「長期貸付暗号資産」等の適当な科目に振替え処理すること。</p> <p>注3: 毎月末及び期末に活発な市場が存在する場合は、時価を付すこと</p> | |

流動負債

| 大科目 | 中科目 | 内容 | 備考 |
|----------|--------|---|----|
| 自己保有暗号資産 | 保管暗号資産 | <p>自己が保有する暗号資産で約定基準により認識したショート・ポジションのうち自社で管理するもの</p> <p>注: 毎月末及び期末に活発な市場が存在する場合は、時価を付すこと。</p> | |
| | 預け暗号資産 | <p>自己が保有する暗号資産で約定基準により認識したショート・ポジションのうち他の暗号資産取引業者等に預託しているもの</p> <p>注: 毎月末及び期末に活発な市場が存在する場合は、時価を付すこと。</p> | |
| デリバティブ取引 | | <p>自己の計算により契約したデリバティブ取引について、公正価値により評価した正味の債務</p> <p>注1: 毎月末及び期末には、時価を付すこと。</p> | |

| | | | |
|----------|--------------|---|--|
| | | 注2:ヘッジ会計を適用するデリバティブ取引は、ここには含めず、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って経理処理すること。 | |
| 約定見返勘定 | | 「暗号資産」に属する暗号資産の買付に係る約定代金相当額を、取引の合意が成立した時点から受渡日までの間経理処理する当該「暗号資産」の見合勘定 注:一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に定める「未払金」又は「未払費用」とは区分して表示すること。 | |
| 預り金 | 利用者からの預り金 | 暗号資産の売買等に伴う利用者からの預り金 | |
| | 募集等受入金 | 受託販売の取扱いに関して利用者から受け入れた払込金 | |
| | その他の預り金 | 「利用者からの預り金」及び「募集等受入金」以外の預り金 | |
| 預り暗号資産 | 利用者からの預り暗号資産 | 利用者から預託を受けた預り暗号資産 注1:分別管理の対象とすること。 注2:毎月末及び期末に活発な市場が存在する場合は、時価を付すこと。 | |
| | その他の預り暗号資産 | 「利用者からの預り暗号資産」以外の預り暗号資産 注1:分別管理の対象ではない。 注2:毎月末及び期末に活発な市場が存在する場合は、時価を付すこと。 | |
| 受入保証金 | | 利用者から証拠金(信用取引の保証金を含む。)として受け入れている金銭 | 利用者からの預り金又は利用者からの預り暗号資産と明確に区分できない場合は、未決済建玉の維持証拠金額を「受入保証金」、又は「受入保証暗号資産」として表示すること。 |
| 受入保証暗号資産 | | 利用者から証拠金(信用取引の保証金を含む。)の代用として受け入れている暗号資産 注:毎月末及び期末に活発な市場が存在する場合は、時価を付すこと。 | |
| 借入暗号資産 | | 消費貸借契約による暗号資産の借入 | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>注1: 関係会社に対するものについては、区分経理すること。</p> <p>注2: 営業に係るものあるいは1年以内に返済期限を迎えるもの以外は「長期借入暗号資産」等の適当な科目に振替え処理すること。</p> <p>注3: 毎月末及び期末に活発な市場が存在する場合は、時価を付すこと。</p> | |
|--|--|--|--|

II 損益計算書科目に関する暗号資産取引業に関連する勘定科目とその内容・計上基準

暗号資産取引業者が損益計算書を作成する場合における暗号資産取引業に関連する勘定科目とその内容及び計上基準は次のとおりとする。なお、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の勘定科目とその内容及び計上基準に加えて以下に従って損益計算書を作成する。大科目により表示を行い、重要性があれば中科目による内訳を表示する。

計上時期の欄が空欄となっている勘定科目については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い計上することとする。

また、暗号資産建て取引した場合の計上額は、暗号資産を受領又は払出した時の時価により算定することとする。取引発生日から受渡日までの間に月末が到来する場合は、月末の時価で未収収益又は未払費用を計上すること。

営業収益

| 大科目 | 中科目 | 内容 | 計上時期 |
|---------|-----------|--|------------|
| 受入手数料 | 委託手数料 | 委託手数料、媒介手数料等暗号資産の売買又はデリバティブ取引等の媒介、取次ぎ又は代理を行ったことにより利用者又は他の暗号資産取引業者等から受け入れる手数料 | 合意が成立した時点。 |
| | 受託販売手数料 | 暗号資産の受託販売を行ったことにより発行会社等から受け入れる手数料 | |
| | その他の受入手数料 | アカウント作成手数料、アカウント維持手数料、入出金手数料、暗号資産の受払手数料、暗号資産決済サービス等の利用手数料、利用者の未決済建玉の日次残高に対する手数料「委託手数料」又は「受託販売手数料」以外の営業に関する受入手数料 注: 重要性があればさらに内容を細分化して表示すること。 | |
| 暗号資産売買等 | | 自己の計算により売買した暗号資産に関 | (1) 暗号資産に |

| | | | |
|------|--|---|--|
| 損益 | | <p>する取引損益、自己の計算により契約したデリバティブ取引に関する取引損益、貸付暗号資産又は借入暗号資産に係る取引損益、並びこれらのポジション評価損益</p> <p>注1:暗号資産と外貨によるトレーディングに関する為替差損益を一括して計上することができる。</p> <p>注2:内容により適宜区分して表示する。</p> <p>注3:毎月末及び期末に一括して計上することができる。</p> | <p>係る実現損益及びデリバティブ取引等に係る決済損益については、当該取引の合意が成立した時点。</p> <p>(2) 暗号資産(及びデリバティブ取引)については、原則として毎月末及び期末に洗替えの方法により評価替えを行い、このとき発生した評価損益を計上すること。</p> |
| 受取利息 | | <p>貸付暗号資産に対する受取利息</p> <p>注:関係会社への貸付暗号資産(暗号資産取引業及び同付随業務に係るものを除く。)に対する受取利息及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い計上される受取利息については区分して営業外収益に計上すること。</p> | <p>原則として、日割り計算により期間損益を計算すること。</p> |

営業費用

| 大科目 | 中科目 | 内 容 | 計上時期 |
|-------|-----|---|-----------------------------------|
| 支払手数料 | | <p>暗号資産の払出に伴い会員が負担した送付手数料(マイニングフィー)やアドレスの有効化のために移転不可となる暗号資産(アドレス有効化費用)等、営業に関する支払手数料</p> <p>注:重要性があればさらに内容を細分化して表示すること。</p> | |
| 支払利息 | | <p>借入暗号資産に対する支払利息</p> <p>注:関係会社からの借入暗号資産(暗号資産取引業及び同付随業務に係るものを除く。)に対する支払利息及び一般に公</p> | <p>原則として、日割り計算により期間損益を計算すること。</p> |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | 正妥当と認められる企業会計の基準に従い計上される支払利息については区分して営業外費用に計上すること。 | |
|--|--|--|--|

営業外収益

| 大科目 | 中科目 | 内 容 | 計上時期 |
|----------|-----|--|------|
| 新暗号資産発生益 | | 取扱い暗号資産に係るブロックチェーンについてプロトコルの後方互換性・前方互換性のない大規模なアップデート(以下、「ハードフォーク」という。)によるスプリットにより新たな暗号資産の発生を認識したことによる自己に帰属する暗号資産の発生益 | |
| 暗号資産受贈益 | | 特定の者が特定の対象者に対し、対象者の保有する暗号資産の残高数量等の一定の基準に従い、暗号資産を配布する行為(以下、「エアードロップ」という。)により新たに暗号資産を受贈したことによる受贈益 | |

III 経理処理等

1. 暗号資産の交換等に係る経理処理

(1) 利用者の金銭及び暗号資産の管理

イ 利用者から金銭の入金を受けたとき

| | | | |
|-----------|-----|-----------|-----|
| 現 預 金 | ××× | 利用者からの預り金 | ××× |
| 利用者区分管理信託 | ××× | 現 預 金 | ××× |

ロ 利用者から暗号資産を受領したとき

| | | | |
|---------|-----|--------------|-----|
| 利用者暗号資産 | ××× | 利用者からの預り暗号資産 | ××× |
|---------|-----|--------------|-----|

(注)「利用者暗号資産」の中科目については、自社で管理するものは「保管暗号資産」、第三者に管理させるものは「預け暗号資産」とする(特に明記する場合を除き、これ以降も同様とする。)

ハ 利用者からの預り金を出金するとき

| | | | |
|-----------|-----|-----------|-----|
| 利用者からの預り金 | ××× | 現 預 金 | ××× |
| 現 預 金 | ××× | 利用者区分管理信託 | ××× |

(注)利用者からの出金申請を受けてから実際に出金処理が行われるまでの間、適切に分別管理がなされるのであれば、「未払金」等の勘定を経由することを妨げるものではない。

ニ 利用者からの預り暗号資産を払出するとき

| | | | |
|--------------|-----|----------|-----|
| 利用者からの預り暗号資産 | ××× | 利用者暗号資産 | ××× |
| 支払手数料 | ××× | 自己保有暗号資産 | ××× |

(注 1) 暗号資産の払出に伴い、会員が負担した送付手数料（マイニングフィー）は支払手数料に表示することとし、利用者から暗号資産受払手数料を受け入れている場合は「その他の受入手数料」に計上すること。

(注 2) 「自己保有暗号資産」の中科目については、自社で管理するものは「保管暗号資産」、第三者に管理させるものは「預け暗号資産」とする(特に明記する場合を除き、これ以降も同様とする。)

ホ 不明入金を受けたとき又は不明な暗号資産を受領したとき(以下、「不明受領」という。)

不明入金及び自社で取扱っている暗号資産の不明受領について、入金元又は払出元が判明するまで、利用者から金銭の入金を受けたとき又は利用者から暗号資産を受領したときと同様に経理処理及び分別管理の対象として処理する。ただし、利用者暗号資産受領用ではないアドレスにおける受領は、一般的に払出元が利用者ではないと考えられることから、「その他の預り暗号資産」に計上することができる。また、利用者暗号資産受領用アドレスにおける受領であっても、利用者との契約で返還しないことを定めた暗号資産であれば、「その他の預り暗号資産」に計上することができる。

自社で取扱っていない暗号資産又は自社での取扱いを廃止した暗号資産について、活発な市場が存在する場合は、自社で取扱っている暗号資産の不明受領に準じて経理処理することとする。

(注) 上記で計上した「利用者からの預り金」及び「利用者からの預り暗号資産」について、利用者との契約又は法令で債権の消滅時効が定められている場合に、当該消滅時効の日に雑益として計上することを妨げるものではない。また、上記で計上した「仮受金」及び「その他の預り暗号資産」について、法令で債権の消滅時効が定められている場合に、当該消滅時効の日に雑益として計上することを妨げるものではない。

(2) 利用者との売買又は暗号資産の交換取引の合意が成立したとき

イ 買い付けた場合

| | | | |
|--------------|-----|-----------|-----|
| 自己保有暗号資産 | ××× | 現預金 | ××× |
| 利用者区分管理信託 | ××× | 利用者からの預り金 | ××× |
| 利用者からの預り暗号資産 | ××× | 利用者暗号資産 | ××× |

ロ 売り付けた場合

| | | | |
|-----------|-----|--------------|-----|
| 現預金 | ××× | 自己保有暗号資産 | ××× |
| 利用者からの預り金 | ××× | 利用者区分管理信託 | ××× |
| 利用者暗号資産 | ××× | 利用者からの預り暗号資産 | ××× |

(注) 取引損益が発生する場合は「暗号資産売買等損益」に計上する。

ハ 利用者の暗号資産(A)と自己の暗号資産(B)の交換をした場合

| | | | |
|--------------|-----|--------------|-----|
| 自己保有暗号資産(A) | ××× | 自己保有暗号資産(B) | ××× |
| 利用者からの預り暗号資産 | ××× | 利用者暗号資産(A) | ××× |
| 利用者暗号資産(B) | ××× | 利用者からの預り暗号資産 | ××× |

(注) 取引損益が発生する場合は「暗号資産売買等損益」に計上する。

(3) 利用者同士の売買又は暗号資産の交換取引の合意が成立したとき

「利用者区分管理信託」と「利用者暗号資産」間での経理処理は発生しない。なお、委託手数料を利用者から預かっている金銭から収受する場合は、利用者区分管理信託から委託手数料分を現金に振

り替える。

| | | | |
|-----------|-----|-----------|-----|
| 利用者からの預り金 | ××× | 委託手数料 | ××× |
| 現預金 | ××× | 利用者区分管理信託 | ××× |

(4) 他の暗号資産取引業者等との金銭及び暗号資産の管理

イ 他の暗号資産取引業者等へ金銭の入金をしたとき

| | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| 預け金 | ××× | 現預金 | ××× |
|-----|-----|-----|-----|

ロ 他の暗号資産取引業者等へ暗号資産の払出をしたとき

| | | | |
|------------------|-----|------------------|-----|
| 自己保有暗号資産(預け暗号資産) | ××× | 自己保有暗号資産(保管暗号資産) | ××× |
|------------------|-----|------------------|-----|

ハ 他の暗号資産取引業者等から金銭の出金をしたとき

| | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| 現預金 | ××× | 預け金 | ××× |
|-----|-----|-----|-----|

ニ 他の暗号資産取引業者等から暗号資産の払出をしたとき

| | | | |
|------------------|-----|------------------|-----|
| 自己保有暗号資産(保管暗号資産) | ××× | 自己保有暗号資産(預け暗号資産) | ××× |
|------------------|-----|------------------|-----|

(5) 他の暗号資産取引業者等との売買又は暗号資産の交換取引の合意が成立したとき

イ 買い付けた場合

| | | | |
|------------------|-----|-----|-----|
| 自己保有暗号資産(預け暗号資産) | ××× | 預け金 | ××× |
|------------------|-----|-----|-----|

(注) 預け金での決済ではなく翌日以降に買付代金を支払って決済するときは、その支払日まで「約定見返勘定」を使用する。

ロ 売り付けた場合

| | | | |
|-----|-----|------------------|-----|
| 預け金 | ××× | 自己保有暗号資産(預け暗号資産) | ××× |
|-----|-----|------------------|-----|

(注 1) 預け金での決済ではなく翌日以降に売付代金を受け入れて決済するときは、その受入日まで「約定見返勘定」を使用する。

(注 2) 取引損益が発生する場合は「暗号資産売買等損益」に計上する。

ハ 他の暗号資産取引業者等の暗号資産(A)と自己の暗号資産(B)の交換の合意が成立したとき

| | | | |
|---------------------|-----|---------------------|-----|
| 自己保有暗号資産(預け暗号資産)(A) | ××× | 自己保有暗号資産(預け暗号資産)(B) | ××× |
|---------------------|-----|---------------------|-----|

(注 1) 預け暗号資産を使用せず、暗号資産を直接受領又は払出するときは、「自己保有暗号資産(保管暗号資産)」を使用する。

(注 2) 取引損益が発生する場合は「暗号資産売買等損益」に計上する。

(6) 毎月末及び期末の処理

イ 実現損益の計上

暗号資産の取引により実現した売買損益については、「暗号資産売買等損益」に計上する。ただし、毎月末及び期末に暗号資産の種類毎に一括して計上することができる。

ロ 評価損益の計上

毎月末及び期末の自己保有暗号資産には時価を付し、洗替えの方法により評価替えを行う。このとき発生した評価損益は、「暗号資産売買等損益」に計上する。また、利用者暗号資産にも時価を付し、同額を「利用者からの預り暗号資産」として計上する。

2. 暗号資産のデリバティブ取引に係る経理処理

(1) 利用者の証拠金及び証拠暗号資産の管理

イ 利用者から証拠金を受け入れたとき

| | | | |
|---------------|-----|-----------|-----|
| 現 預 金 | ××× | 受 入 保 証 金 | ××× |
| 顧 客 分 別 金 信 託 | ××× | 現 預 金 | ××× |

ロ 利用者から証拠金の代用として暗号資産(以下「証拠暗号資産」という。)を受け入れたとき

| | | | |
|---------------|-----|-----------------|-----|
| 利 用 者 暗 号 資 産 | ××× | 受 入 保 証 暗 号 資 産 | ××× |
|---------------|-----|-----------------|-----|

ハ 利用者からの預り金を証拠金として振り替えたとき

| | | | |
|-----------------|-----|-------------------|-----|
| 利 用 者 からの 預 り 金 | ××× | 受 入 保 証 金 | ××× |
| 顧 客 分 別 金 信 託 | | 利 用 者 区 分 管 理 信 託 | |

ニ 利用者からの預り暗号資産を証拠暗号資産として振り替えたとき

| | | | |
|-----------------------|-----|-----------------|-----|
| 利 用 者 からの 預 り 暗 号 資 産 | ××× | 受 入 保 証 暗 号 資 産 | ××× |
|-----------------------|-----|-----------------|-----|

(2) 取引契約日の処理

建玉・想定元本に係る経理処理は行わない。

(3) デリバティブ取引に係る決済差金の処理

イ 利用者との取引の場合

| | | | |
|-----------|-----|-------------------|-----|
| 受 入 保 証 金 | ××× | 暗 号 資 産 売 買 等 損 益 | ××× |
| 現 預 金 | ××× | 顧 客 分 別 金 信 託 | ××× |

又は

| | | | |
|-------------------|-----|-----------|-----|
| 暗 号 資 産 売 買 等 損 益 | ××× | 受 入 保 証 金 | ××× |
| 顧 客 分 別 金 信 託 | ××× | 現 預 金 | ××× |

ロ 他の暗号資産取引業者等との取引の場合

| | | | |
|-----------|-----|-------------------|-----|
| 差 入 保 証 金 | ××× | 暗 号 資 産 売 買 等 損 益 | ××× |
|-----------|-----|-------------------|-----|

又は

| | | | |
|-------------------|-----|-----------|-----|
| 暗 号 資 産 売 買 等 損 益 | ××× | 差 入 保 証 金 | ××× |
|-------------------|-----|-----------|-----|

ハ 利用者同士の取引に係る処理

「顧客分別金信託」と「受入保証金」間での経理処理は発生しない。なお、委託手数料を利用者から預かっている金銭から収受する場合は、顧客分別金信託から委託手数料分を現預金に振り替える。

| | | | |
|-----------|-----|---------------|-----|
| 現 預 金 | ××× | 顧 客 分 別 金 信 託 | ××× |
| 受 入 保 証 金 | ××× | 委 託 手 数 料 | ××× |

(4) 毎月末及び期末の処理

毎月末及び期末における未決済建玉について、みなし決済損益を算定し、次の通り経理処理する。

なお、当該みなし決済損益については、翌月初及び翌期首に振り戻す。

イ みなし決済利益の場合

| | | | |
|-----------------|-----|-------------------|-----|
| デ リ バ テ ィ ブ 取 引 | ××× | 暗 号 資 産 売 買 等 損 益 | ××× |
|-----------------|-----|-------------------|-----|

ロ みなし決済損失の場合

| | | | |
|-------------------|-----|-----------------|-----|
| 暗 号 資 産 売 買 等 損 益 | ××× | デ リ バ テ ィ ブ 取 引 | ××× |
|-------------------|-----|-----------------|-----|

3. 暗号資産の貸借取引に係る経理処理

(1) 利用者との契約日の処理

貸付暗号資産・借入暗号資産に係る経理処理は行わない。

(2) 暗号資産の貸借日の処理

イ 利用者に暗号資産を貸し付けたとき

消費貸借契約により貸し付けた暗号資産と同量を、その時点の時価により「貸付暗号資産」として計上する。

貸付暗号資産 ××× 自己保有暗号資産 ×××

(注) 取引損益が発生する場合は「暗号資産売買等損益」に計上する。

ロ 利用者から暗号資産を借り入れたとき

消費貸借契約により借り入れた暗号資産は分別管理の対象ではないため、その時点の時価により「自己保有暗号資産」として計上する。

自己保有暗号資産 ××× 借入暗号資産 ×××

(3) 返済日の処理

イ 利用者から貸付暗号資産を回収したとき

回収した暗号資産は、その時点の時価により「自己保有暗号資産」として計上する。

自己保有暗号資産 ××× 貸付暗号資産 ×××

(注) 取引損益が発生する場合は「暗号資産売買等損益」に計上する。

ロ 利用者へ借入暗号資産を返済したとき

借入暗号資産 ××× 自己保有暗号資産 ×××

(注) 取引損益が発生する場合は「暗号資産売買等損益」に計上する。

(4) 毎月末及び期末の処理

毎月末及び期末の貸付暗号資産・借入暗号資産には決算時の暗号資産市場相場による円換算額を付し、洗替えの方法により評価替えを行う。このとき発生した評価損益は、「暗号資産売買等損益」に計上する。ただし、関係会社との貸付暗号資産・借入暗号資産(暗号資産取引業及び同付随業務に係るものを除く。)の評価替えで発生した評価損益については区分して営業外損益に計上すること。

利息については、原則として、日割り計算により期間損益を計算すること。

4. ハードフォークによるスプリット又はエアードロップにより新たに暗号資産を取得した際の経理処理

(1) 基本的な考え方

会員が「自己保有暗号資産」及び「利用者暗号資産」の資産認識時期及び「利用者からの預り暗号資産」の負債認識時期のそれぞれを検討するにあたっては、新たに暗号資産を取得したときの事象に応じて個別具体的に検討を行うこと。検討にあたり、不健全な利益が計上されることがないように、新たに取得した暗号資産に係る利益が実現するタイミングを保守的に判断すること。なお、資産認識した時点で自己に帰属することが明らかでない分については、帰属先が判明するまで利用者財産の分別管理に準じて分別管理することとする。

(2) 経理処理に使用する勘定科目

| | |
|-----|-------------------------|
| 資 産 | 自 己 保 有 暗 号 資 産 |
| | 利 用 者 暗 号 資 産 |
| 負 債 | 利 用 者 か ら の 預 り 暗 号 資 産 |
| | そ の 他 の 預 り 暗 号 資 産 |
| 収 益 | 新 暗 号 資 産 発 生 益 |
| | 暗 号 資 産 受 贈 益 |